

# 岐阜県農業経営体育成資金融資措置要領

平成15年 4月 1日水田第31号

## 第1 目的

この要領は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、農業の持続的な発展を図るために農業経営の近代化に必要な資金の融通の円滑化に資することを目的とする。

## 第2 資金の設置

岐阜県農業企業化資金助成規則運営要綱（平成14年9月17日付け農産第860号。以下「運営要綱」という。）第2の8に規定する農業近代化資金の「政策資金」において、本資金を設置する。

## 第3 融資対象事業

### 1 認定農業者等

運営要綱第2の1の(1)のイに掲げる者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して、農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合

### 2 認定就農者

(1) 運営要綱第2の1の(1)のイに掲げる者が、認定就農計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合

(2) 運営要綱第2の1の(1)のイに掲げる者が、認定就農計画に即さないで農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合

### 3 次に掲げる要件のすべてを満たす農業を営む法人が農業経営の展開を図るのに必要な農業近代化資金を借り入れる場合

(1) 農業に係る売上高が総売上高の過半を占めていること、又は農業粗収益が1,000万円以上であること。

(2) 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の常時従事者（農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項第2号ニに規定する常時従事者をいう。）である構成員がいること。

(3) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）

## 第4 貸付利率

本資金の貸付利率については、農業制度資金等の貸付利率等に関する取扱要領（平成15年10月21日付け水田第951号）に定めるところによる。

## 附則

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

## 附則

この要領は、平成15年10月21日から施行する。